

役員および評議員報酬規程

平成15年10月1日制定

令和元年7月1日改正

社会福祉法人 札幌恵友会

役員および評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌恵友会（以下「法人」という。）の役員および評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬の原則)

第3条 報酬は、その職務と責任に応ずるものとする。

2 前項の報酬は、他の社会福祉法人および民間事業会社の報酬並びに当法人の財務状況および職員の給与その他の事情を考慮して定めるものとする。

(理事会及び評議会への出席報酬)

第4条 役員が理事会に出席した時及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。また、札幌市内に居住又は勤務先を有しない役員及び評議員の交通費は、報酬に加えて実費弁償する。ただし、職務上、報酬を受け取ることができないと、本人から申し出があったものについては支給しない。

(職員を兼ねる理事等の報酬)

第5条 理事長、副理事長、事務局長及び施設長など、職員を兼務する役員の常勤報酬は別表2とする。ただし常勤の場合は前条による報酬は支払わない。

2 非常勤の場合は、月20日間、1日4時間以上勤務で常勤とみなし、実質勤務日数を常勤日数で割り返した割合を月額常勤報酬（年額常勤報酬を12で除した額）に乗じた額とする。一日4時間に満たない勤務の場合は0.5日として計算する。

3 理事・監事・評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支給する。ただし、理事が職員と兼務がない場合のみ支払うことができる。

4 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表4により報酬を支払う。

(報酬の支払)

第6条 理事・監事・評議員の報酬計算期間は、当月1日から当月末日までとし、その支給日は翌月末日に金融機関の口座に振り込む方法により支給する。ただし、支給日が金融機関の休日にあたる場合はその前営業日とする。

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年5月26日から施行する。

この規程は、平成21年8月6日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月23日から施行する。

この規程は、平成26年2月10日から施行する。

この規程は、平成26年4月25日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月13日から施行する。

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	日額 10,000円
評議員会出席報酬	日額 10,000円

別表2（第5条1項関係）

名 称	常勤報酬
理事長・理事	年額 500～600万円
事務局長	年額 500～600万円
施設長	年額 400～600万円

別表3（第5条3項関係）

名 称	報 酬
理事・監事・評議員	日額 10,000円

別表4（第5条4項関係）

名 称	報 酬
監事	日額 40,000円